

2011年11月18日

【現代社会研究会 公開学習会②】

”原発大国”へ変貌した被爆国

～原発という科学をめぐる政治経済学～

担当：飯島 聡

被爆国として、広範な反核運動が展開された日本が、なぜ54基もの原発を抱える“原発大国”へ変貌してしまったのか。日本において原発が<受容>されていった歴史とメカニズムを解明し、これからの展望を考える。

【1】「原子力平和利用」演説の真相

【アイゼンハワー米大統領の「アトムズ・フォー・ピース」演説の概要】

～1953年12月8日～

「アメリカは、恐ろしい原子力のジレンマを解決し、この奇跡のような人類の発明を、人類滅亡のためではなく、人類の生命のために捧げる道を、全身全霊を注いで探し出す決意を、皆さんの前で、ということは世界の前で、誓うものである。」

「国際原子力機関には、供出された核分裂物質ならびに他の物質の保管・貯蔵・防御を行う責務をもたせることもできる。そして科学者たちが知恵を絞り、そうして蓄えた核分裂物質が、何者かによって不意打ちで強奪されることが基本的に不可能となるよう特別の安全体制を講ずる。さらにこの原子力機関のより重要な責務は、そうした核分裂物質が人類の平和の希求に資する利用目的で使われる方法を工夫することになるだろう。」

例えば、核エネルギーを農業や医療や、その他の平和的活動のニーズのために応用することを目的として、専門家たちを動員することになる。また、世界の電力が不足している地域で、あり余る電力を提供することもその特別な目的となる。そうした体制によって、核物質を供出する各国は、人類への脅威ではなく、そのニーズに貢献することに国力の一部を捧げることになる。米国は、他の『主要関係国』と共に、核エネルギーのこうした平和利用を促進する計画策定に着手することは、何よりも喜ばしい限りであり、また誇らしい限りであり、また誇らしく思うものである。こうした『主要関係国』には、当然、ソ連も含まなければならない。」

→ 「この歴史的演説でアイゼンハワーが提案したのは、国際原子力機関 IAEA を設置し、そこにお

もな核開発国政府が、天然ウランやその他の核物質を供出し、それを I A E A がみずからの責任において国際的に流通させる、というものであった。」(吉岡齊 『新版 原子力の社会史』)

→ 「アメリカ政府は国内における原子力発電利用解禁を求める世論の高まりと、英国の野心的な原子力発電計画の発表・・・(中略)・・・こうながされ、一九五三年末より政策転換に乗り出した。それは原子力における国際協力の促進と原子力貿易の解禁、ならびに原子力開発利用の民間企業への門戸解放の、二つの骨子からなるものであった。」(吉岡齊 前掲書)

【「アトムズ・フォー・ピース」演説の背景】

→ 「ところがわずか二ヶ月後に 1954年2月17日、アイゼンハワーは核物質・核技術の国際移転に関して、国連総会で提案したものと大きく異なる政策を特別教書のなかで明らかにした。そこに示されたアメリカ原子力法の改訂方針には、二国間ベースで核物質・核技術を相手国に供与するという政策が提唱されていたのである。(中略)このようにしてアメリカで最初に制度化された二国間協定方式に、英国をはじめとする各国はただちに追随し、またたく間に二国間協定の多重ネットワークが世界中に張りめぐらされる結果となった。」(吉岡 前掲書)

→ 「もはや拡散が避けられない核技術を、一方で非核兵器保有国には「平和利用」にのみ限定させ、他方では既存の核兵器保有国の間だけでの保有独占化を図ろうという目的が隠されていた。」(田中利幸。ピーター・ガズニック 『原発とヒロシマ』)

【2】日本における「原子力平和利用」導入の経緯

【「冬眠状態」の日本科学界の様相】

「講和が成ると、伏見(康治)は茅(誠司)に学会会議が『原子力委員会』の設置を政府に申し入れるよう提案した。これを受けて、茅は52年7月の学会会議運営審議会に原子力委員会設置を諮り、伏見に原案作成が任せられた。一連の措置は伏見のシナリオだった。しかし、茅―伏見の行動は若手物理学者の猛反発を受けた。朝鮮戦争、警察予備隊、講和発効、保安隊創設という流れのなかで原子力研究に手を染めれば「米国の軍事戦略に組み込まれる」と反対される。米国の原子力委員会(AEC)をまねた委員会を設けるとは言語道断と怒りを買った。」(山岡淳一郎『原発と権力』)

「茅誠司や伏見康治が『原子力委員会』という呼称を用いたことも、反対論者のいらだちをつのらせた。この呼称は明らかに、アメリカの原子力委員AECにならったものであるが、AECは原子力の軍事利用と民事利用を政策面・実施面の双方において一元的に推進し、日本の省庁並みの行政的権限を有する政府機関であり、国家安全保障という大義名分により科学者に対して厳しい統制をおこなう機関と

して知られていた。(中略)

もっとも茅や伏見は、みずからが提案する『原子力委員会』について、アメリカAEC」と同様の性格をもつ機関にしようと考えていたわけではない。彼らにとって主要な関心事は、日本政府が大手をふって原子力研究に着手するための『露払い』の役割を、科学界代表として果たすことであり、原子力委員会の行政的性格づけに関する立ち入ったアイデアをもたなかった。いわば彼らは非常に無邪気に、日本の原子力研究に夜明けをもたらそうとしたのである。」(吉岡斉『新版 原子力の社会史』)

→ そうして、52年10月に開かれた学術会議総会は、政府への申し入れへの反対論で覆いつくされた。

広島で被曝した物理学者、三村剛昂(よしたか)の発言

「ソミのテンションが解けるまで、いな世界中がこぞって平和的な目的に使う、こういうようなことがはっきりと定まらぬうちは、日本はやってはいかぬ。こう私は主張する。私は原爆を受けて約二ヵ月負傷して寝ておいた経験がありますと、その惨状をよく知っておりますので反対せざるをえないのであります。・・・原爆が落ちてから後に病みますと、初めの数日は熱が出てぼろっと死ぬ。やがては、熱が出て頭の毛が抜ける。そうして死ぬ。もう少したちますと、熱が出て頭の毛が抜け、そして目、口、鼻から血が出て死ぬ。ところがしまいには二週間か三週間で死ぬ。その間、まったく死を宣告されて手の施しようがない。」「原爆でやられて二ヵ月おりましたときに考えたことは、どうしてアメリカにこの仇を討ってやろうかということでありました。・・・ところが、ソミのテンションが非常に高くなってくる。そして原爆の問題になってきた。・・・考えをちょっと変えた。それは何か。原爆の惨害を世界じゅうに拡げる。しかも誇張するのではなく、実情をそのまま伝える。これが日本の持つ有力な武器である。」

→ 「国際政治と科学者の使命、人類の課題が真正面から議論された。茅一伏見案は取り下げられ、臨時委員会を設けて学術会議の原子力研究についての態度を検討することで総会は幕を閉じる。しかし臨時委員会の活動は滞り、学術会議は有効な原子力政策を提言できないまま一年半の歳月を費やした。」

(山岡 前掲書)

【「原子力平和利用三原則」の内実】

武谷三男「日本の原子力研究の方向」(1952年10月『改造』)

「そこで私は原子炉建設にさいして、嚴重に次のような条件を前提とすべきで、これは世界に対して声明し、法律によって確認されるべきだと思う。日本人は、原子爆弾を自らの身にうけた世界唯一の被害者であるから、少なくとも原子力に関する限り、最も強力な発言の資格がある。原爆で殺された人々の霊のためにも、日本人の手で原子力の研究を勧め、しかも、人を殺す原子力研究は一切日本人の手では絶対に行かない。そして平和的な原子力の研究は日本人は最もこれを行なう権利をもっており、そのためには諸外国はあらゆる援助をなすべき義務がある。ウラニウムについても、諸外国は、日本の平和的研究のために必要な量を無条件に入手の便宜を計る義務がある。日本で行う原子力研究の一切は公表すべきである。また日本で行う原子力研究には、外国の秘密の知識は一切教わらない。また外国と秘

密な関係は一切結ばない。日本の原子力研究所の如何なる場所にも、如何なる人の出入も拒否しない。また研究のため如何なる人がそこで研究することを申し込んでも拒否しない。以上のことを法的に確認してから出発すべきである。」

= 「平和」「公開」「民主」の三原則

※ 「民主」 = 「研究能力以外の理由、つまり政治的・思想的理由などにより、研究を差別しないこと」

→ 「自主」「公開」「民主」の三原則となって、1956年1月施行の「原子力基本法」に明記。

(第二条)

「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものである。」

【「原子力平和利用三原則」の限界】

→ 「だがこの主張は多くの点で妥当ではない。まず軍事利用と民事利用は大部分が重なり合っており、両者を区別できるという大前提そのものが妥当ではない。原子力民事利用のための研究について、武谷は無条件にその推進を是としているが、これは当時のこの問題に関する言論全体と見比べてもやや批判精神に欠けるところがある。また、核問題というのは人類社会の存続にかかわる大問題であり、日本が過去の被害国という理由だけで特別な権利をもつというのは妥当ではない。さらに核技術においては、完全な情報公開と施設公開を認めることは、核軍縮や核拡散の観点からみてきわめて危険である。この程度のことを当時の武谷が認識していなかったとは考えにくい、原子力の未来は必ずや明るいものとなる、そうあってほしいという強い願望が、こうした主張を生み出したのだろう。」(吉岡 前掲書)

→ 「『公開』原則は企業秘密保護の原則と抵触し、『民主』原則は企業研究がアカデミック・サイエンス型の研究をとらないのでガイドラインとしての意味が乏しく、『自主』原則は、それこそ企業の自主的判断に委ねられるべき事柄であった。」(吉岡 前掲書)

【“寝耳に水“の原子力予算の計上】

1954年3月2日に突如として「原子力予算案」が浮上。

総額2億6000万円 = 「原子炉築造費2億3500万円」 + 「ウランウム資源調査費1500万円」 + 「原子力関係資料購入費1000万円」

「寝耳に耳で驚いた。政治的な策謀かどうかは知らない。むしろ改進黨の額面通りに率直に受取りたいが、学者の意見をまとめるのはむずかしいだろう。しかし何らかの措置も決定しないうちに政治家に先を越されたことを反省すべきだ。学会会議としては工業技術院の諮問をまってこの予算を受けるかどうかを決める。」(茅誠司・学会会議副会長の発言)

「原子力予算の突然の出現に仰天した日本学術会議の茅誠司会長と藤岡由夫第三九委員長は、さっそく衆議院および改進黨本部に出向き、原子力予算への反対を議員たちに申し入れた。しかし、議員たちはこれを拒絶した。とくに中曾根は『学者がボヤボヤしているから札束で学者のホッペタをひっぱたいやった』と語ったという。中曾根本人はこの『札束』発言をあとで否定しているが、中曾根が正確な表現はともかくとして敵愾心をむき出しにしたのは、茅誠司や藤岡由夫が学者の立場を全面に押し出し、学会では原子炉建設をおこなえる段階に達しておらず、学界では原子炉建造をおこなえる段階に達しておらず、学界内のコンセンサスを得るのも困難であると主張したからである。いわば売り言葉に買い言葉である。中曾根はすぐれた政治的嗅覚によって、アメリカの原子力政策転換の絶好のタイミングをみごとにとらえ、野心的な政治家として原子力予算を提出したのであり、国際情勢にうとく、専門知識に乏しい学術会議の物理学者たちの意向など、もともと眼中になかったのであろう。」(吉岡 前掲書)

【3】“毒をもって毒を制する”日米メディア戦略で創られる民意 【第五福竜丸事件で高まる、反原子力運動と反「米」意識】

1954年3月 第五福竜丸事件発生。

「1953年にソ連が新型の(軽量化した)水爆実験に成功すると、アメリカはそれを上回る水爆の開発をめざしてビキニ環礁で67回の核実験シリーズ『キャッスル作戦』を計画、その最初が新型水爆『ブラボー』の実験だった」(小沢節子『第五福竜丸から「3・11」後へ』)

「日本では水爆実験への非難の嵐が吹き荒れた。東京・杉並区では、主婦が水爆禁止のための署名運動を始めた。この運動は全国に広がり、次の年には日本の人口のほぼ四分の一にあたる3200万人もの驚異的な数の署名が集まった。

1945年の原爆投下に対する怒りは、アメリカ占領軍が原爆について語ることを禁止していたため、長期にわたって抑えられていたが、それがついに爆発した。国家安全保障会議の作戦調整委員会は、事態を回避するため、原子力の非軍事的利用を推し進め、日本に試験的な原子炉の建設をすることまでも提案した。原子力委員会の委員の一人、トーマス・マレーはその提案を支持して、次のように述べている。『依然、広島と長崎の記憶が鮮明なうちに、日本に原子力発電所を作ることは劇的でキリスト教徒的な行為であり、こうすることで我々は広島、長崎の惨劇の記憶を乗り越えることが出来るだろう。』(田中利幸、ピーター・ガズニック『原発とヒロシマ』)

【「平和な原子力」の日本への売り込み作戦の「大義」】

「原子力がキリング(殺人)よりもキロワット(電力)を作り出すための手段となる。」(シドニー・イエーツ下院議員の発言)

「1954年1月、戦時中マンハッタン計画に加わった経歴のあるアメリカ人科学者ボルウ・ポーターが広島を訪問し、三週間にわたって原爆の被害を受けた広島市の実情を詳しく調査した。その折、ポーターは浜井市長に会見を求め、「広島市が原爆のために最も大きな惨害を被ったことからしても原子力の平和時利用もまた優先的に恩恵に浴すべきことを主張する権利がある。アメリカのデュポン会社、ゼネラル・モーターズ会社、モンサント化学会社ではすでに原子力平和利用の研究は実験の域を脱して実用の段階にきており、広島、長崎の市民に原子力の平和利用を提供することには熱意をもっているから、この呼び掛けは成功するだろう」と語り、アメリカ国内にこの種の提案が受け入れられる状況が出てきていると伝えているのである。」(田中、ガズニック 前掲書)

「最初に原子力の破壊をこうむった広島こそ原子力の平和的恩恵を受ける資格がある」(シドニー・イエーツ下院議員の発言)。

「彼ら(アメリカ)の真の目的は、原爆の被害者である被爆者に「原子力平和利用」という考えを基本的に受け入れさせ、同時に日本のメディアが全面的にこれを支持するような状況を作り上げることで、第五福竜丸事件が日本全国に波及された反核アレルギーをできるかぎり除去し、かくして“Atoms for Peace”政策の正当化を図ることにあつた。」(田中、ガズニック 前掲書)

「しかし、この考えを日本国民に売り込むのはそう容易ではないと考えられた。アメリカ大使館、国務省情報局(USIS)、中央情報局(CIA)が原子力利用を日本で普及させるために大掛かりなキャンペーンを開始した時、正力松太郎に助力を求めた。日本のプロ野球の父で、読売新聞の経営者でもあり、日本テレビの社長も務めた。正力はA級戦犯として二年間の獄中生活の後、不起訴となり出獄したという経歴をもつ人物である、アメリカにとって都合の良い反共産主義という彼の姿勢が、免罪に役だったのである。日本に原子力を迎え入れる準備として大きな話題となったアメリカによる博覧会を、読売新聞が協賛することに正力は同意した。1955年11月1日、原子力平和利用博覧会の東京での開会式には、神道の清めの儀式で始まった。」(田中、ガズニック 前掲書)

【被爆者の手による原発“推進”の論理】

・渡辺忠雄広島市長の発言 1955年5月

「原子炉導入については世界の科学的水準の高い国々ではすべて原子炉の平和利用の試験が行われ、実用化の段階に入っているのです、日本だけ、広島市だけいたずらに原子力の平和利用に狭量であってはならない。適当な時期に受入れる気持である。」

・長田新広島大学名誉教授で、子どもたちの原爆体験記『原爆の子』の編者 1951年

「広島こそ平和的条件における原子力時代の誕生地でなくてはならない。」

・『中国新聞』 1955年1月29日 社説

「広島市によって代表されている原子力に対する悪い印象をぬぐい去り、併せて広島市の復興を推進

させ、広島市民の幸福増進に寄与したいというような意味であろう。率直に言って、世間でいう罪ほろぼしというような気持も考えられないことはない。」

【「原子力平和利用博覧会」という装置が果たした役割】

「同年（1955年）11月1日から12月12日までの6週間、東京で、読売新聞主催の『原子力平和利用博覧会』が開かれた。この博覧会は、アメリカが当時、“Atoms for Peace”政策の心理（＝洗脳）作戦の一部として、CIAが深く関与する形で、世界各地で開いていたものであった。日本でもCIA、USIS（アメリカ国務省情報局）と駐日アメリカ大使館が共同で準備していたが、これに正力が全面的に協力する形で開催されたのである。博覧会開催中の11月22日に、正力は第三次鳩山内閣の原子力担当国務大臣に就任した。東京では、博覧会の総入場者数（読売新聞発表）が36万7669人、CIA推計で約35万人となっている。

当初アメリカ側では、広島を日本最初の開催地とし、開催時期も原爆投下10周年目に当たる1955年内という案を検討したこともあったという。しかし、博覧会が原爆とあまりにも直結したものと受け取られる恐れがあること、つまり、あまりに意図があからさまで、「原子力平和利用」促進という面からはかえって逆効果ではないかとの懸念から、結局、東京が選ばれた。東京の後、名古屋、京都、大阪、広島、福岡、札幌、仙台と巡回しており、USISが作成した英語のパンフレットでは、各市の地方有力新聞社が主催するという形になっている。」（田中、ガズニック 前掲書）

中曽根康弘（衆・参議院原子力合同委員長）のメッセージ

「広島の人には世界に向って最も原子力平和利用を叫ぶ権利がある。われわれはこの業火を新しい文明の火に転換することを広島の人たちの前で誓わねばならない。日本では原子力の問題は未だこのような悲しみや詠嘆調で扱われてきたが、この悲しみを発展への原動力に、すなわち喜びに切り替えてゆきだけの民族的気力と勇気とを今こそ日本人はもたねばならぬ。日本がビルマやインドネシアのような後進国にならなかったのも、明治のはじめに八幡製鉄所を官営で作し、ドイツ、フランスの学問を入れたからである。今日原子炉を作り外国の原子力学を入れることは、まさに新しい『青い火の文明時代』へ向って、あたかも明治時代に八幡製鉄所を作ったとき意味をもつであろう。原子力は日本人の一部では未だ猛獣であると思われているが、欧米では家畜になっていることを銘記すべきだ。この意味で広島原子力平和利用博覧会が画期的貢献をなすよう希望してやまない。」

→「かくして、被爆者を含む多数の日本人が『核兵器＝死滅／原子力＝生命』という二律背反論的幻想に深くとりこまれてしまった。原子力の持つ超越的で強大な『生命力』という幻想を投影する場所として、原子力で徹底的に破壊された『死の象徴』広島ほど理想的な場所はなかった。なぜなら、『生命力』は『死』と明確に対峙されるときこそ、そのみずみずしい活性力がシンボリックに拡大強調されるからである。」（田中、ガズニック 前掲書）

「かくも苦しい体験を強いられ、愛する親族や友人を失い、自分も傷つけられた被害者だからこそ、『貴方たちの命を奪ったものが、実は、癌を治療するのに役立つのみならず、強大な生命力を与えるエネルギー源でもある』というスローガンは、彼らにとっては、ある種の『救い』のメッセージであったと考えられる。」(田中、ガズニック 前掲書)

【4】走り出したら止まらない、日本の原子力政策の内幕

【原発導入で総理の座をめざす正力松太郎の“暴走”】

「原子力三法の成立時(1955年12月)には、商用炉建設に関する具体的構想は存在しなかった。(中略)ところが年が明けた56年1月5日、初代原子力委員会の正力松太郎が『5年以内に採算のとれる原子力発電所を建設したい』との談話を発表し、産業界と学界に大きな波紋を投げかけた。正力はその談話で『動力炉の施設、技術等一切を導入するために動力協定を締結する必要がある』と語り、海外からの原子炉購入という構想を示した。

この正力構想は、その4年余前の1951年9月に発表されて一大センセーションを巻き起こした日本テレビ放送網設立構想(東京・大阪・名古屋など合計17局による全国テレビ放送網を、機器と資本を全面的に海外から導入する形で1年以内に形成する構想)と、その考え方においてきわめて似通ったものであった。すなわち正力は第一に、非常に速いテンポで新技術の実用化をはかろうとした。正力は第二に、海外技術の直輸入方式を好んだ。正力は第三に、新技術の実用化をあくまでも民間主導で推進しようとし、官庁主導方式に強い嫌悪感を示した。正力の仇敵はテレビに関しては日本放送協会(NHK)、原子炉に関しては通産省と科学技術庁であった。正力はテレビでは民間放送事業者、原子炉では民営化された電気事業者の立場を代弁したのである。」(吉岡 前掲書)

C I A文書(1955年12月9日付)

「我々が彼(正力松太郎)が結びついているということは、日本が大いなる力を取り戻す努力に我々も相乗りしているということだ。この男がしていることが最終的になにをもたらすのかを考えると啞然とせざるをえず、それは軽視できない。

一つ取り上げれば、マイクロ波通信網構想だ。これが完成すれば、必然的にすべての自由アジア諸国に影響を与えることのできる途方もないプロパガンダ機関を日本人の手に渡すということになってしまう。

原子力エネルギーについての申し出を受け入れれば、必然的に日本に原子爆弾を所有させるということになる。これらは、トラブルメーカーとしての潜在能力においてただだとしても、日本を世界列強のなかでも第一級の国家にする道具となりうる。」(有馬哲夫『原発・正力・C I A』)

【原研と原燃の科学者集団路線か、電力界と通産省の路線か】

「産業界は結束し、3月1日、東京電力の菅礼之助を会長に『原子力産業会議(原産)』を設立した。

(中略) この時点で、原発開発は二つの流れができた。

第一は、米国からの濃縮ウラン提供の受け皿として設けられた原子力研究所(原研)の路線である。原研は、56年度に濃縮ウラン化合物水溶液を用いるウォーター・ボイラー型研究炉(出力50kW)を、57年度には濃縮ウランを燃料とするCP(シカゴ・パイル)五型研究炉を米国から購入する計画を立てていた。さらに58年度には国産の天然ウランを受け入れながら、自力での天然ウラン重水炉の開発を射程に入れていた。

財団法人でスタートした原研は、56年5月に総理府原子力局を母体として『科学技術庁』が発足すると特殊法人に衣替えし、その傘下に入った。正力は科学技術庁長官のポストを得て「原子力大臣」に昇格する。(中略)

この科学技術庁を中心とする研究開発集団には、同年8月に核原料物質の探鉱や核燃料の生産加工を担う「原子燃料公社(原燃)」が特殊法人として加わる。原研と原燃が特殊法人として加わる。原研と原燃をエンジンとして、商業化途上の技術開発を担う『科技庁集団』ができあがっていく。

二つ目の流れが、原子力産業会議の発足に象徴される九電力、重厚長大メーカーを中心とする商業炉導入の路線である。出来かかったものを、そっくり買入れたい正力は、官に頼らず、民間での原発開発に重心を置こうとした。官は大臣である自分の言いなりになる、とみていたふしもある。しかし商業炉を買い込むにしても、広義の産業政策や海外からの技術導入が係わってくる。通産省の権限とノウハウが必要なのはいうまでもない。電力界と通産省は一体化して原発開発に取り組む運命にあった。」

(長岡 前掲書)

→当初出遅れた「電力・通産連合」は、原子力体制が確立されてくると先行する科技庁集団を下請け的に使うようになる。

【70年代からの一直線原発建設 ① 発電コスト競争の側面】

「1960年代初頭までの原子力発電は世界的に閉塞状況にあった。原子力発電の将来に関して1950年代前半に喧伝された楽観論は現実によって裏切られ、あまつさえ中東における大油田の相次ぐ発見により原子力発電は石油火力発電に圧倒されるかにみえた。

そうした閉塞状況を一気に打ち破ったのが、1960年代半ばの世界的な軽水炉ブームの到来である。それに火をつけたのはアメリカの軽水炉メーカー、とりわけ沸騰水型軽水炉BWRメーカーのゼネラル・エレクトリック社GEである。同社は63年に受注したオイスタークリーク原子力発電所を、初めて原子力委員会AECからの補助金なしで建設することを決定したが、その際、電力会社にとって魅力的な原子力発電のコスト見積表と価格表を公表し、軽水炉からすでに石炭・石油火力と十分に対抗できると宣言したのである。GE社が提案した『ターンキー契約』(turnkey contract)方式もまた、電力会社にとって魅力的であった。それは契約時にメーカーが固定価格方式で受注をおこない、かつメーカーが試運転までの全工程に責任を負う方式であり、工期延長や建設費上昇による余分の出費を電力会社は免除される。また電力会社は技術面にタッチする必要もない。ターンキーには『牢番(看守)』と『完成品としてすぐ使用できる』の二つの意味があるが、電力会社はこの契約方式をと

れば、メーカーの作業を見守っているだけでよい。ウェスティングハウスWH社をはじめとする加圧水型軽水炉PWRメーカーも、ただちにこのGE方式のイニシアチブに追随した。」

(吉岡 前掲書)

【70年代からの一直線の原因建設 ② 立地紛争の側面】

「電力会社による立地計画発表がなされるか、または水面下での立地準備作業が進められたにもかかわらず、立地にこぎつけていない地点は多数にのぼる。このように原発新規立地地点の確保が70年以降きわめて困難となった原因は、地元の反対運動の激化にある。とくに地権者・漁業権者の頑強な抵抗により、立地計画が暗礁に乗りあげているケースが多い。

ただし地権者・漁業権者の合意さえ得られれば、それ以外の人々——立地地域住民、都市住民、批判的立場の学識経験者等が——がいかに精力的に反対運動を進めても、電力会社の計画とその政府による許認可（原発立地に関する許認可権は中央官庁がほぼ独占している）を見直させることが非常に困難であるというも、日本の立地過程の特徴である。財産権処分問題の解決後における反対運動は、日本では成算が乏しいのである。」(吉岡 前掲書)

さらに、「原子力立地難航への政策的対応として、1974年6月に電源三法（発電用施設周辺地域整備法、電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法の三つの法律の総称）が制定された。その立法化作業を担当したのは電気事業全般の管轄権をもつ通産省であった。電源三法の仕組みは次のとおりである。まず、一般電気事業者（九電力および沖縄電力）から、販売電力量に応じて一定額（1000kWhにつき85円）の電源開発促進税を徴収し、それを電源開発促進対策特別会計の予算とし、それを電源立地促進のためのさまざまな種類の交付金・補助金・委託金、とりわけ発電所を立地する自治体（当該市町村および周辺市町村）への『電源立地促進対策交付金』という名の迷惑料にあてる、というものである。電源三法は原子力のみならずあらゆる発電所を対象とするが、原発には同規模の火力・スィッカ発電所の二倍以上の交付金が支給される仕組みで、実質的に原発立地促進のためにつくられた制度といってよい。」(吉岡 前掲書)

「原子力発電所立地紛争の激化に対して原子力共同体がおこなった対応は、電力業界による既設地点での相次ぐ原発増設の推進であった。もちろんそれが可能となったのは、財産権処分問題さえ解決してしまえば、原発建設計画の前に立ちはだかる重大な障害はなくなるという日本特有の事情による。すなわち原発建設計画の許認可権は、原子力発電推進の立場をとる中央官庁（つまり通産省や科学技術庁）がほぼ全面的に掌握しており、国会・内閣・裁判所による官僚機構に対するチェック機能が働かず、地方自治体の法的権限も皆無に等しく、国民や住民の意見を政策決定に反映するメカニズムが不在なので、原子力共同体は財産権処分問題がすでに解決済の既存地点において、円滑に増設計画を進めることができたのである。そのため原発立地県のパイオニアである福井県及び福島県と、後発組の一つである新潟県に原発が集中し、三県で合計30基もの商業用原発が、集中立地される結果になったのである。)

(吉岡 前掲書)

「しかし原発を誘致した自治体が交付金で持ちこたえられるのは『30年』が限度だといわれる。その間に自立的な産業が育つわけではなく、雇用も限定されて地域の活力は失せる。(福島第二原発三、四号機が立地する)富岡町は『数年先に再建団体になる可能性が高い』と保守系議員が町議会で発言するほど財政が悪化した。兵糧が尽きそうな自治体は、原発をもう一基、もう一基と増設していく。止めたら自治体が潰れるから、永久に原発をつくりつづけなければならない。負のスパイラルにはまる。(田中)角栄(首相)の土地へのあくなき執着は、因業な法律(電源三法)に塗りこめられたのだった。」

(山岡 前掲書)

【5】あしがき

私は、2011年3月11日の福島第二原発事故を伝えるテレビ映像を観ながら、正直のところ、困惑するばかりだった。事態は深刻であるということは分かるのだが、その事故が意味するところを把握できずにいた。それ以前の私は、いわゆる「原発問題」にそれなりに触れていながら、「反原発」の立場を気分的に支持する程度だった。「原発問題」は難解だ。もっと正確に言えば、非理系の人間の私は、「原発問題」に対して日々回避してきたというのが本当のところだった。「原発は他人事」とどこか決め込む以前に、難解な議論が展開されるには自分の頭が付いてきておらず、「原発問題」からひたすら逃避してきた。そのため、逃避してきた分だけ、原発をめぐる素養・準備が欠けてしまっていた。「震災原発」に直面しても、自分のアンテナに引っかからないのだ。そうして、原発事故のニュースをただ漫然と眺めるばかりで、時が過ぎていくばかりだった。

そんなときだった。「原発問題」に鈍感な私が、原発事故に対して初めて琴線に触れたのは、3・11以降に出版された、社会学者の開沼博氏による『「フクシマ」論』で取り上げられた、富岡町の50代の女性の発言だった。すなわち、「東京の人は普段は何も感心(ママ)がないのに、なんかあるとすぐ危ない危ないって大騒ぎをするんだから。一番落ち着いているのは地元の私たちですから。ほっといてくださいって思っています。」。もちろん、福島第二原発周辺の人々がすべてそう考えているとは思わない。しかし、この発言は、「原子カムラ」における「生の声」の一端を象徴するように思えた。開沼氏の言葉を引用すれば、次のように総括できるだろう。「そこに単純な推進する側が想定しがちな『原発によって住民は豊かになって満足しているんだ』という見方、逆に反対する側が想定しがちな『原発は危険で立地地域に強引に押し付けられたもの』という見方のいずれとも違った、リアルな位相があらわれて」(P270) いるように、私は思えたのだ。それは「だれかが原発を受け入れなければならない。地域エゴは困ったものだ」という言い分に対しても、また反対に「原発立地地域の住民はかわいそうだ。原発を離しても生きていけるようにしてあげよう」という言い分に対しても、それらの言説と異なる「リアルな位相」を“発掘”したいという衝動に私は駆られた。それは、文系人間の私でも、可能な作業のように思えた。

今回の報告は「原子カムラ」の「リアルな位相」の一端に肉薄したいと、挑戦したものだ。しかし、そのことに成功したかどうか、自信はない。ただ、“フクシマ以後”に私たちは、迂遠のように見えて

も、その「生の声」に立脚した知的営みが必要なように思えた。今回の報告はそのことの確認となれば、幸いである。

【引用文献】

- ・山岡淳一郎『原発と権力——戦後から辿る支配者の系譜』（ちくま新書 2011）
- ・吉岡 斉『新版 原子力の社会史 その日本的展開』（朝日新聞出版 2011）
- ・田中利幸、ピーター・カズニック『原発とヒロシマ 「原子力平和利用」の真相』
（岩波ブックレット 2011）
- ・有馬哲夫『原発・正力・CIA 機密文書で読む昭和裏面史』（新潮社 2011）
- ・開沼 博『「フクシマ」論』（青土社 2011）

【以上】